資料１

現場における工事の生産性向上をめざして

平成２８年１１月

北陸地方整備局 企画部

※本資料は、国土交通省本省及び北陸地方整備局が作成した資料等により構成されています。

平成２８年度（後期）生産性向上等説明会　内容

- **資料１　説明会の主旨**
- **資料１　円滑な工事施工の確保**

（参考）

・良くわかる工事円滑化推進会議

・良くわかる工事連携会議

- **資料２　工事施工の円滑化４点セット**

工事施工の円滑化４点セットのポイント

資料２-１ 土木工事条件明示の手引き(案)

資料２-２ 土木工事設計図書の照査ガイドライン(案)

資料２-３ 工事一時中止に係るガイドライン（案）

資料２-３-１ 工事一時中止事例集(抜粋)

資料２-４　土木工事設計変更ガイドライン（案）

資料２-４-１工事設計変更事例集(抜粋)

（参考）

- **資料３　工事書類の簡素化**
- **資料４　ICT活用工事（土工）**
- **資料５　工事事故の発生状況と安全管理**
- **資料６　最近の話題**

①建設業法上の金額要件の見直し
②社会保険の未加入対策
③「建設リサイクル法」第11条に基づく通知の徹底
④プレキャストコンクリート製品の活用事例集
⑤コンクリート二次製品の活用
⑥工事現場の環境整備　建設現場の「快適トイレ」
⑦一部変更指示時における概算額の明示
⑧その他（お願い事項）

説明会の主旨

- 公共工事は、国民へ良質な社会インフラを提供する事を目標としています。公共工事の品質確保を行うためには、継続的に生産性向上を図っていくことが重要となります。
- 工事施工の円滑化4点セットは、受発注者対等の立場で協働し、工事の生産性を向上していくための有効な手段として作成したものです。
- 本日の説明会で4点セットの使い方を理解していただくことにより、受発注者の協働により工事の品質確保及び生産性向上に資するために開催するものです。

●円滑な工事施工の確保

工事施工の円滑化4点セット　（官民協働で円滑な事業執行を目指す）

◆活用のポイント

北陸地方建設事業推進協議会　工事施工対策部会

《 受 注 者 》	《 発 注 者 》
(一社) 新 潟 県 建 設 業 協 会	新 潟 県 ・ 富 山 県
(一社) 富 山 県 建 設 業 協 会	石 川 県 ・ 新 潟 市
(一社) 石 川 県 建 設 業 協 会	東日本高速道路(株)新潟支社
(一社)日本建設業連合会北陸支部	中日本高速道路(株)金沢支社
(一社)日本道路建設業協会北陸支部	北 陸 地 方 整 備 局
(一社)建設コンサルタンツ協会北陸支部	

発注時

★「条件明示の手引き（案）」

設計積算にあたって、工事内容に関係する**条件明示が必要な項目をﾁｪｯｸし明示を徹底する。**

契約後

★「設計図書の照査ガイドライン(案）」

工事着手時点における疑義を明らかにするとともに、施工中に疑義が生じた場合には、発注者と協議するなど**照査や責任の範囲を明確化する。**

施工中

★「工事の一時中止に係るガイドライン（案）」

受注者の責に帰することができない理由により施工できなくなった場合は発注者に中止指示義務があり、工期・金額の変更について適正な対応を行う。

変更契約

★「工事設計変更ガイドライン (案)」

予め設計変更業務の改善を図るために、発注者、受注者が設計変更の課題と留意点について十分理解しておく必要があり、その課題と留意点をとりまとめた。

4セットを活用し、より一層の円滑な工事の執行を目指す

円滑な工事施工の確保（工事円滑化推進会議の改良・改善）

・工事の円滑化4点セットを活用した、工事円滑化推進会議の開催により受発注者間のコミュニケーションの充実。(平成20年11月～)
・平成26年度より工事工程の調整により、効率的な工事の進捗･完成を図る「工程調整部会」を試行。(H26：10件)
さらに平成27年度から規模の大きい事業の工事において「工事･事業情報共有部会」、施工条件チェックリストでレ点が多い工事を対象に「施工条件確認部会」を試行。

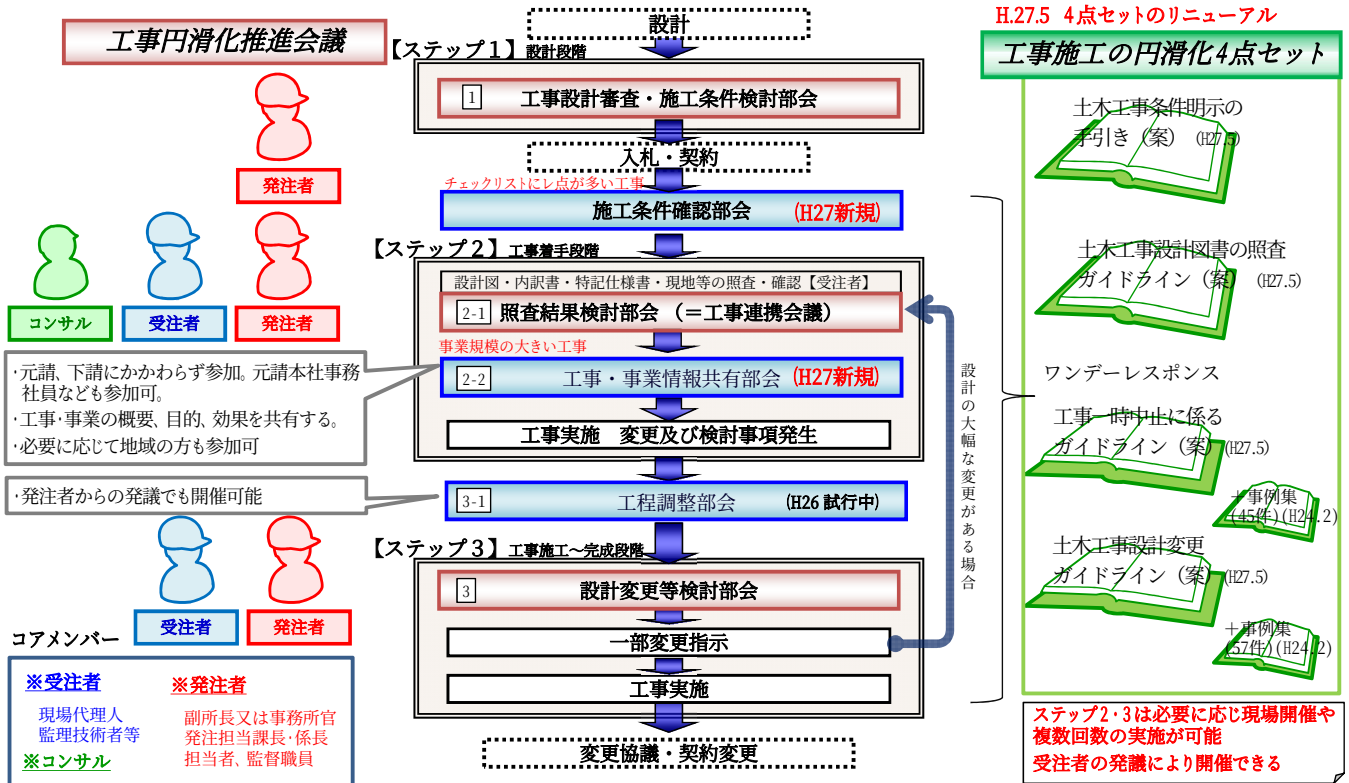

注）　各部会は受注者からの発議でも開催可能　原則として、発注者が議事進行を行い、議事録を作成する

(参考)よくわかる工事円滑化推進会議

(ステップ1)

●工事設計審査･施工条件検討部会

工事発注にあたり設計内容、仮設計画、関係機関協議、条件明示等の確認･検討

●施工条件確認部会

最新の施工条件等を受発注者間で共有（発注者が受注者に説明）

(ステップ2)

●照査結果検討部会

工事内容や課題等の共有化と対応の検討及び決定

●工事･事業情報共有部会

事業目的･整備効果、進捗状況等を受注者、発注者、地域住民等で共有し、円滑な工事施工、品質確保、生産性の向上を図る

●工程調整部会

受発注者が工事工程、クリティカルパスを共有することにより、受注者の手待ち、手戻り等をなくし、円滑かつ効率的な工事施工に資する

(ステップ3)

●設計変更等検討部会

工事実施の課題解決、変更の取り扱いの決定

表－1　各部会の概要

段階	名称	概要	対象工事	参加者	使用するガイドライン
ステップ1	工事設計審査・施工条件検討部会	発注にあたり設計内用、仮設計画、協議状況、条件明示等の確認・検討	全ての工事	発 副所長、事務所官クラス、監督職員（予定）、発注担当課長、係長、担当（仕木・河川・電気・機械） 受 現場代理人、監理技術者等	条件明示チェックリスト（条件明示の手引き（案））
	施工条件確認部会	最新の施工条件を発注者から受注者に説明し、受発注者で施工条件を確認する	条件明示チェックリストに対象有りのレ点が多い工事	発 副所長、事務所官クラス、監督職員、発注担当課長、係長、担当（仕木・河川・電気・機械） 受 現場代理人、監理技術者等	条件明示チェックリスト（条件明示の手引き（案））
ステップ2	照査結果検討部会	設計内容と課題の共有と、対応策の検討と決定を行う。	全ての工事	発 副所長、事務所官クラス、監督職員、発注担当課長、係長、担当（仕木・河川・電気・機械） 受 現場代理人、監理技術者等 （工事連携会議の場合） 設 担当技術者	土木工事設計図書の照査ガイドライン（案） 工事連携会議と兼ねての開催とできる。 必要に応じて、測量・地質調査技術者や、専門工事業者を参加させても良い。
	工事・事業情報共有部会	事業全体の目的、効果、スケジュールの概要を受発注者で共有し、円滑な施工、品質確保を目差す。	規模の大きい事業に関する工事にて実施（大規模構造物、WTO、複数年工事）	発 副所長、事務所官クラス、監督職員、発注担当課長（仕木・河川・電気・機械） 受 現場代理人、監理技術者、元請・下請の技術者等	元請本社事務社員なども参加可。 必要に応じて地域の方も参加頂く。
	工程調整部会	工事の工程を受発注者で共有し、調整を図ることで効率的な工事の進捗を目差す。	受注者が希望する工事	発 副所長、事務所官クラス、監督職員、発注担当課長、係長、担当（仕木・河川・電気・機械） 受 現場代理人、監理技術者等	
ステップ3	設計変更等検討部会	現地条件・施工条件変更等に伴う設計変更について、取り扱いを決定し、円滑な変更協議を図る。	変更が伴う全ての工事	発 副所長、事務所官クラス、監督職員、発注担当課長、係長、担当（仕木・河川・電気・機械） 受 現場代理人、監理技術者等	工事一時中止に係るガイドライン（案） 土木工事設計変更ガイドライン（案）

※機械設備工事、電気・通信設備工事、建築工事などが関連する場合には、それぞれの工事の担当職員（発注担当課長・係長、監督職員）、受注者、設計者が参加する事を基本とし、調整を図ること。

※事務所官クラスとは、事業対策官等を言う。　発：発注者；　受：工事受注者　設：設計者

(参考)良くわかる工事連携会議（いわゆる「三者会議」）

●目的

工事受注者と設計者の連携強化により円滑な事業執行を図るため、発注者･工事受注者･設計者等により構成される「工事連携会議」を設置し、次の事項に関する調整を図ることを目的とする。

①設計意図の施工段階への継承と反映
②発注者、工事受注者、設計者等の責任の範囲、責任の明確化
③工事施工段階における条件変更時の対応

●工事連携会議（三者会議）の定義

工事ごとの単位で開催する、発注者･工事受注者･設計者の三者により構成する会議

●対象とする工事

原則、以下に該当する工事を対象とする。

①指定仮設を含む工事
②重要構造物を含む工事（橋梁、トンネル、BOX、樋門･樋管、擁壁等）
③新技術･新工法を活用する工事
④施工条件、地形･地質条件の変更が予想される工事
⑤その他、事務所長が必要と認める工事

●開催時期

①工事（仮設･本体工事）施工前かつ受注者の照査後
②工事施工途中

●実施方法

(1)工事の特記仕様書への明示

当該工事の特記仕様書に「工事連携会議」設置の対象工事であることを明示する。

(2)会議の開催

会議開催にあたっての工事受注者及び設計者への通知は、発注者が行う。

(3)会議の主体等

原則として、発注者が議事進行及び議事録作成を行い、発注者、工事受注者、設計者間での情報共有を徹底する。

参加者の主な役割は以下のとおり

①設計者から、設計業務の成果品により設計意図の説明を行う。
②発注者（設計担当）から、施工上の留意事項等の説明を行う。
③発注者（工事発注及び工事監督担当）から、工事着手に当たっての協議調整状況や現地条件等の説明を行う。
④施工者から、設計図書の照査を踏まえた現場条件に適した技術提案等の説明を行う。

●費用の負担

工事連携会議に係る費用は原則、発注者が負担するものとする。

工事施工の円滑化4点セットのポイント

①土木工事条件明示の手引き（案）　（H27.5改訂）
②土木工事設計図書の照査ガイドライン（案）（H27.5改訂）
③工事一時中止に係るガイドライン（案）（H27.5改訂）
　（工事一時中止に係るガイドライン事例集）（H24.2改訂）
④工事設計変更ガイドライン（案）（H27.5改訂）
　（工事設計変更ガイドライン事例集）　（H24.2改訂）

工事施工の円滑化4点セットのポイント（H27.5改定）

1. 改正された品確法における発注者の責務を追加
・4点セットの目的等のなかに、改正された品確法の発注者の責務となっている『適切な工期の設定』、『適切な設計変更等』について、その主旨を反映。

2. 最新の基準、仕様書等にあわせる等時点修正
・工事の一時中止の費用算定にあたり積算基準の改正に修正
・共通仕様書、各種基準等の語句の修正　等

3. 条件明示チェックシートの改良
・土木コンクリート二次製品の使用を検討したかどうかの項目を追加

4. 掲載されている表を見やすく改良
・照査ガイドライン及び設計変更ガイドラインの表

5. 各発注機関の使い勝手の向上のための改良
・各発注機関が用いている固有の語句について下線明示して修正を容易に。

「工事施工の円滑化4点セット」をスマートフォンやタブレットで見る手順

PDFﾋﾞｭｰﾜ機能を有するｱﾌﾟﾘをｲﾝｽﾄｰﾙしていない方はこちらをご確認下さい。

４点セットをスマートフォンやタブレットで見るためには、お手持ちの端末にPDFビューワ機能を有するアプリのインストールが必要です。

＜PDFビューワ機能を有するアプリの例＞
- Adobe Reader（無料）
- PDF Reader(無料)
- Perfect Viewer PDF（無料）　他

すでに上記アプリをインストール済の端末では本作業は必要ありません。手順１にお進み下さい。
また、端末のＯＳ（アンドロイド、Windows、iOS等）によりインストール手順が違いますので、お手持ちの端末の取扱説明書等でアプリのインストール手順をご確認下さい。

↓例えば、アンドロイド端末でのアプリのインストール手順は以下のとおりです。

①アンドロイド端末で「Playストア」へアクセス

②検索バーにインストールしたいアプリ名を入力するか、「PDFビューワ」と入力して検索し、必要なアプリをタップ。
（画像は「Adobe Reader」の事例）

③アプリをインストール

手順1．北陸地方整備局ＨＰへアクセス

①北陸地方整備局のＨＰへアクセス

検索バーに「北陸地整」と入力して検索。
URL http://www.hrr.mlit.go.jp

②お役立ち情報

＞技術基準・仕様書をタップ※

※タップとは、指でタッチスクリーンを軽く１回たたくこと。

手順2．４点セットの閲覧

③＞工事施工の円滑化４点セット
見たい資料のPDF版をタップし、ダウンロードする。
http://www.hrr.mlit.go.jp/gijyutu/kijyun.html

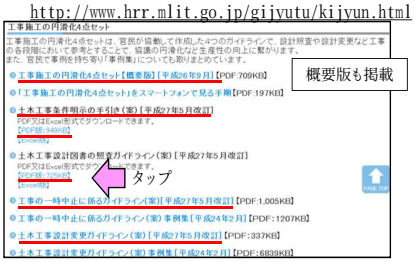

④ダウンロードした資料をPDFビューワ機能を有するアプリで開き閲覧。

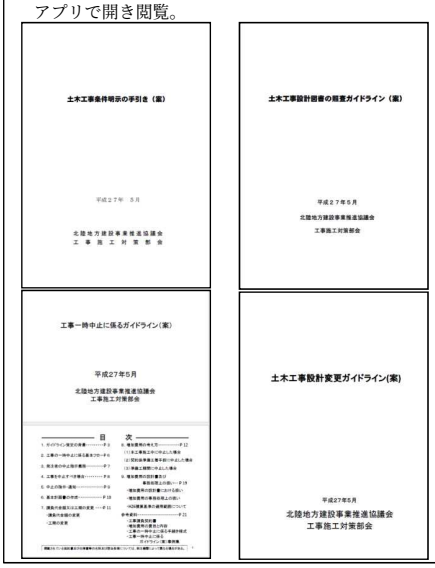

問い合わせ先：北陸地方整備局　企画部　技術管理課　工事品質確保係